

全国民間保育園経営研究懇話会

経営懇ニュース 10月号 (No.143)

2015年10月19日

162-0837 東京都新宿区納戸町 26-3 保育プラザ 3F Tel03-6265-3174 Fax03-6265-3184 gsp10404@nifty.com

会員のみなさん いかがおすごしですか。

10月初旬に役員会を開催し、各地域の状況や、園運営の悩み等を交流しました。また、国との懇談にむけた要望内容の検討や、成立してしまった安保法制についての意見表明の検討などなど、盛りだくさんの会議でした。日頃、自分の園や法人の運営に奮闘している役員一同ですが、全国的な状況の交流や学習を通して、また明日からがんばろう…と気持ちを新たに会議を終えました。今回のニュースでは、10月の役員会での論議をもとに様々な情報をお届けします。

市民手づくりの映画・第2弾がついに完成！

10月12日、山形市民会館ホールは、1,200名を超える観客であふれ、映画『無音の叫び声』の最初の上映。在来作物の伝承とそれを今に生かす群像を描いた映画『よみがえりのレシピ』（2011年制作。今年の10月にはミラノ万博で上映）に続く、市民手づくりの映画です。今回は、監督の取材過程から一部をともに歩んだ日々もあり、印象深いものがありました。

今回の作品は、農民詩人・木村迪夫さんを中心に、戦後70年、TPPに至る猫の目農政に翻弄されながらも、地域に根ざして「どっこい生きてきた」農民たちの姿、地に根ざした生き方の「力強さ・柔軟さ」と縄文時代からの長い地域の歴史を描いています。

あわせて、詩をはじめ芸術表現活動が農に裏打ちされることで花開くこと（山形には農民総合芸術誌「地下水」が60年以上、続いています）を、くらしの実感のなかからの「平和を希求する声」—たとえば、次の詩のような...

にほんのひのまる 　なだであかい
かえらぬおらがむすこのちであかい
（「祖母のうた」より）

—を、上山・牧野地区の美しい風景のなかで淡々と記録しています。

保育現場も「農業」と同じです。

「子どもたちに最善の環境を、ご家族・地域の方々にまっとうな暮らしを、その土台に『ゆるがぬ平和』を」という、外には聞こえない無音の声が怒涛となって全国を覆い尽くしている時代にふさわしい作品です。ぜひ、全国の津々浦々で上映されることを願っています。

阿部 啓一

（経営懇役員、山形・（福）慈風会はらっぱ保育園 園長）

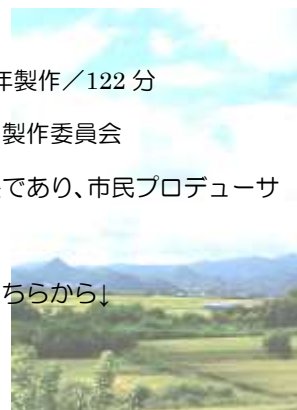
*映画『無音の叫び声』2015年製作／122分

製作／映画『無音の叫び声』製作委員会

（阿部さんは製作委員会副会長であり、市民プロデューサーの一人です）

『無音の叫び声』詳しくはこちらから↓

<http://www.eiga-muon.net>



主任セミナー in 宮城 締切近し、申込み受付中!!

第12回主任セミナーが近づいてきました。今回は、宮城県松島町での開催です。宮城の会員園の主

任さん達と実行委員会を作り、準備しています。

現場を離れ、全国の主任さん達と交流する中で、あらためて自分の仕事を振り返ったり視野が広がる契機にもなります。主任さんを送りだして下さい。
2015年11月10～11日（火～水）／宮城県松島町
申込書が必要な方はご連絡下さい（03-6265-3174）。

国会閉会

安保健法強行採決、社会福祉法改正案は成立せず

第189通常国会は、9月27日閉会しました。今回の国会では、安保健法に関して多くの反対や疑問の声があがったにもかかわらず、無視する形で強行採決されました。社会福祉法人「改革」を含む、社会福祉法の改正案は成立しませんでした。医療法や労働者派遣法、マイナンバー法など、私たちの暮らしに影響を及ぼす法律が次々と通されました。

経営懇として、子どもたちの未来と命を守り育てる立場から、安保健法の強行採決に反対するアピールを出しました（巻末に掲載）。

各法人・園や地域で、この問題に関するとりくみ等がありましたら、ぜひ、お知らせください。

●社会福祉法改正案、継続審議に。FAX要請や傍聴等の活動を議員も無視できず。

今回の国会では、社会福祉法人「改革」を含む、社会福祉法の改正案は成立せず、継続審議となりました。

衆議院では7月31日に採決されましたが、安保健法の審議の影響もあり、参議院での審議を行うことができませんでした。

経営懇も参加する福祉共同実行委員会では、衆議院での審議にあたって、FAXでの要請や厚労委員会への議員への要請、傍聴等にとりくんできました。そうした活動により、参議院での審議も1日程度で済ますのは難しいという意見で、与野党の理事が一致した結果、成立を先送りさせました。

今後の審議予定は国会の開会時期が定まらないため未定ですが、参議院での審議予定が明らかになり次第、福祉共同実行委員会として、引き続き、議員要請やFAX要請行動を行う予定です。日程が決まり次第お伝えします。

保育をめぐる情勢

●FAQ第10版出される

9月18日に、新制度に関するFAQが出されました。自治体向けFAQ第10版と公定価格に関するFAQ(Ver.10)です。新制度が施行され半年以上たっても、さらに新たな質問が出され、FAQとして周知を図る必要があるということは、自治体や現場で、まだまだ混乱が続いているからだと言えます。

◆土曜日保育～11時間未満でも減算なし！？

これまで、土曜日の保育については、「半日開所のケースは減算する」となっていました。今回の公定価格FAQでは、半日以上11時間未満の場合や、実際に土曜日保育のニーズがなく開所しない場合も減算になるのかという問いに対して、ニーズがあるにもかかわらず11時間未満の場合は「基本的に減算の対象」としながらも、「ニーズに合わせて、例えば午前中みの開所や、「特定の土曜日において必要とされる時間だけ開所」する場合は、「常態的に行なう場合でも減算の対象となりません」との回答が示されました。

土曜日の開所について、多様な地域状況をふまえたものと言えますが、11時間開所しても、閉所しても同じ単価というのはおかしな話です。

土曜日閉所を減算の対象にするのではなく、日・祝日と同様に開所する場合は加算する、という考え方で対応が現実的ではないでしょうか。

◆小規模保育事業等の連携施設～確認を受けていない施設も対象に！？

自治体向けFAQには、連携施設について、市町村の確認を受けていない施設でも対象とする、と示されました。確認を受けない施設ということは、新制度の枠組みに入らない幼稚園や認可外施設、自治体独自の認可外施設等が想定されます。対象を広げないと連携施設が見つからない、など連携施設に関する問題もあきらかになってきました。そうすると3歳児以降の行き先がない、あるいは3歳児以降は認可外施設で受け入れ、といった状況が生まれることも懸念されます。

●待機児童数、5年ぶり増加

厚生労働省は、2015年4月1日現在の保育所等の利用者数、待機児童数等を示した「保育所等関連状況取りまとめ」を公表しました。

これまで、保育所の入所児童数などの数値数が報告されてきましたが、今回から新制度の実施に伴い、幼保連携型認定こども園の2・3号認定部分を含めて、「保育所等」として扱われるようになりました。さらに、幼稚園型認定こども園、小規模保育などの地域型保育の各事業での2・3号認定児の受け入れを含めた数値が報告されています。

その「保育の受け入れ枠」をふまえて、2015年4月現在の待機児童数2万3,167人（前年比1,796人増）が示されていますが、5年ぶりに増加しています。厚労省は、「定員は247万人で前年比13.9万人増」、「利用児童数は233万人で、前年比6万3,845人増」と、「保育の受け入れ枠」拡大をアピールしています。

その内訳をみると、保育所の施設数や利用児童数が減り、幼保連携型認定こども園や地域型保育での受け入れが増えています。とはいえ、実際の数値としては、**利用児童数（2,373,614人）の91%が保育所で受け入れられています**。新制度で新たに導入された地域型保育の各事業の認可件数は、2,737と多いのですが、児童数全体に占める割合は、1%にすぎません。

また、1・2歳児の利用率が、2014（平成26）年4月時点で35.1%であったものが、2015年には38.1%と3ポイントもアップしています。3歳未満児を受け入れる地域型保育事業の影響といえますが、今後、3歳児の保育の受け入れ枠をどう確保するかが大きな課題になることが予想されます。

第47回合研集会報告 分科会『民間保育園の経営と運営』

2015年8月1～3日に東京で開催された第47回合研集会（全



国保育団体合同研究集会)には、全国から10888人が集まりました。

集会2日目は、講座（約20講座）と50の分科会に分かれ学習しました。経営懇では、実行委員会団体として分科会『民間保育園の運営と経営』を担当しています。分科会の様子についての報告です。

●提案について

◆提案レポート1 「民間保育園の経営と運営」

東京・社会福祉法人育和会 伊藤和子

東京経営懇会員園の中で複数園を運営する法人が増えてきて、法人組織運営が緊急の課題となり、法人同士の交流をしたいと要望が出され、2014年に法人運営研究会を立ち上げた。①法人組織をどうしていけばよいか、②ホームページの立ち上げ、③キャリアパスの考え方（給与表の見直し）、④就業規則・労働時間（超勤問題）・職員の育成（他園との交流、施設見学、園長との対談）、新制度に移行した後の各自自治体対応など、交流している。

◆提案2 「すぎのこ保育園の歴史に学び「すぎのこ保育園」の今日的な課題をつかむ」

埼玉・すぎのこ保育園 杉田 実

開園して49年目。来年は節目の50周年を迎える。若い職員が増える中、労働基本権の基礎を学ぶこと。保育経験が長い職員でも改めてすぎのこ保育園のあり方を学び直す意味で「すぎのこ塾」を開設。

「子どもを主人公にした保育をつくっていこう」と新制度に切り替わる状況の中で学びあった。

◆提案3「新制度に基づいて民間保育園の課題」

茨城・そのの保育園 藤枝茂男

30年間の無認可保育園を経て、認可保育園になって11年目。安定的な経営を目指すために、経営の工夫（節約できるところは節約）。保育内容は自然を教材として自然環境を大いに利用し、保育の充実を図っている。

●討論の様子とまとめ

質疑のなかで、各自治体の新制度実施状況が多く出された。法人組織、キャリアパスに関しての給与体系、就業規則、職員育成など、自治体の対応は各地域バラバラ。

人材育成のため、労働基本権、自園の歴史、保育理念等を学ぶなかで保育士が定着し「子どもをまん中に育ちあう園」を目指すことができる。若い職員にとって、保育園の歴史を勉強することは、自園の良さを知り、これからの保育実践にいかせる力になると、報告から確信できた。新制度は始まったが、私たちには「子どもたちが健やかに育ってほしい」という共通の願いがある。

現実的な問題として、提出書類の多さや、自治体の対応がまちまちであること等がある。いろいろな角度から自治体に働きかける必要がある。

社会福祉法人「改革」についても、理事会・評議員会の選任方法など課題は山積している。国がやる事業を丸投げして、地域公益事業を社会福祉法人にやらせようとしている。理事会のあり方や評議員会の確立など、それぞれの悩みが多々報告され、これからさらに学びあうことが大事だと実感した。

埼玉・（福） 露の会ふきのとう保育園 桂川順子

*来年の合研集会は、初めて島根県で開催します。島根での合研集회를、今から次年度の予定に入れ、ご参加下さい。

第48回全国保育団体合同研究集会 in しまね

日程 2016年8月20～22日（土～月）

会場 島根県松江市（くにびきメッセ、島根大学等）

地域の状況・活動

●横浜市～委託費の後払いが改善されず。園長会として意見をまとめ要望する構え

委託費の支払いについて、国は当月中の支払いが基本だとしていますが、横浜市では、新制度施行時から後払いになっています。新制度開始前には、年度初めに委託費が支払われないことを想定し資金の借入れをした園もありました。

9月25日（金）に、私立保育園園長会が主催し、横浜市も出席して、新制度説明会がおこなわれました。その中で、横浜市側が運営費の後払いを「国の定めた条例に違反している」と認めた発言がありました。また横浜市独自助成についての整理・見直しを進めていくとの発言もありました。

これに対して、園長会としての意見をまとめ、その決議を横浜市市長宛提出する予定です。

◆主な要望内容

- ①委託費を概算払いとする事、もしくは月初に在籍する児童に対しての運営費をその月のうちに支払うこと
- ②看護師の手当てを復活させること
- ③職員必要数を基本的なローテーションを元に算出すること

（職員が有給休暇をしっかりとる事ができ、研修に参加でき、代休をしっかりとれること。また事務作業に平均1時間/日の勤務に当てることを前提とする）

上記のうち、市内各区園からもっとも要望数が多かった「①概算払いとする事、もしくは月初に在籍する児童に対しての運営費をその月のうちに支払うこと」、この一点にあえて絞り、園長三役での承認後正式に市へ提出される予定です。

（神奈川・（福）神奈川労働福祉協会 足立堅太郎）

●認定こども園への移行問題

◆地域によって温度差あり

国は、保育所から認定こども園への移行を促進し、自治体の保育実施責任を形骸化させていくことを狙っているものと考えられますが、移行促進の動きは地域によって温度差があります。10月に開催した役員会にて各地の状況を交流しました。

例えば、埼玉県深谷市では、私立認可保育園には移行の動きはありませんが、公立幼稚園の統廃合による認定こども園化の動きがあります。茨城県日立市では、移行を促進する動きはなく、逆に移行を予定していた私立認可保育園は移行を取りやめ保育園のまま経営を続けています。一方で、大阪堺市では私立認可保育所の6割が移行していると言います。

また、公立の幼稚園や保育所の統廃合と認定こども園化の動きがあり、その後、公立施設を公私連携法人の設立等で、公立をなくしていくことにつながるのではないかと、という意見も出されました。

◆移行した園が語るメリット・デメリット

また、園長会で、幼保連携型認定こども園に移行した園の報告を受けた、という自治体もありました。以下、上記の報告から抜粋します。

保育園から幼保連携型認定こども園に移行して

◎移行した理由

- ・少子化を実感。
- ・「幼児教育」が注目される中、認定こども園になることで、その根拠を確立できる。
- ・交通が不便な場所なので、施設の特徴を出さないと生き残れない状況
- ・加配の保育教諭を確保できることで子どもを見る目を多くできる
- ・育休延長や離職による在園児の途中退所を防げる

◎移行してよかったところ

- ・人を多く雇え、子どもを見る目を増やせた
- ・クラス調整しなくても外へお散歩に行けるようになった
- ・子育て支援の実施で、地域での子育ての役割を担

えるようになった、保護者が気軽に遊びに来るようになった

- ・地域の総合的な子育ての中心施設になるためにも「園の論理・保育士の論理」以外での視点を持ってもらうよう、職員の意識改革を始めることができた

◎移行して困ったところ

- ・年度末までに、いくらもらえるか、わからない加算の適否について基準の明示があいまいで、本当に加算がくるのかわからない。
- ・何人雇えばいいかの、わからない加算によって資格要件や必要人数の基準が違うなど、最終的に保育士・幼稚園教諭・職員が何人いればいいの明確な規定がない
- ・1号認定が少ない、またはいない場合は各加算もつかず、さらに「調整」として減算もされるので、保育園にいるよりも補助が少なくなる可能性がある
- ・すでに、4か月、利用料を未納の2号認定保護者がいる・・・

◆直接契約は排除を可能にする仕組み

児童福祉法24条1項にもとづき市町村が保育を実施する場合は、保育を必要とする子どもには保育が保障されます。保育を受ける権利が規定されるともいえます。しかし、直接契約では、施設が利用者を選ぶようになり、排除を可能とする仕組みになります。それでは、保育を受ける権利は保障されません。

認定こども園への移行問題を考えるにあたっては、このような問題点があることや、子どもの権利保障についても、それぞれの地域の園長会や自治体での発信・共有が求められています。

●マイナンバー対策

どうしてですか？

10月からマイナンバーの通知が始まることとなり、新聞等でもにわかにマイナンバー制度の報道がめにつくようになりました。

経営懇ニュースでは、連載「労務管理 Q&A」で3回にわたりマイナンバー制度をとりあげました（4～6月号に掲載）。

◆福岡経営懇

福岡市の担当部局の出前講座を申込み、経営懇として、制度の内容を学習しました。国の方針を聞くだけですが、まずは基本的な制度の仕組みや事業者に求められていることなどが把握できました。

◆お知らせ文章のひな形～参考資料

職員向けお知らせ文章のひな形を作って会員に配布した地域経営懇があります。ひな形を、資料として同封しますので、各法人での対応を検討する際の参考にしてください。

マイナンバー制度には多くの問題点—例えば、情報の安全性は？国民の財産まで国家管理？などなど—があり、慎重に対応すべき側面もあります。とはいえ、事業所として対応が求められている内容については正確に把握し対策が必要です。

みなさんの地域、法人ではどうされていますか？各地でのマイナンバー制度に関する情報がありましたら、お知らせください。

●保育料問題

新制度では、保育料の算定方式が従来と変わっています。とくに、年少扶養控除廃止に関わる対応の変更、住民税に基づく所得階層の認定方式への切り替えによって、継続利用している世帯で、大きな変化が起こる場合があります。

6月に今年度の住民税額が確定したことで、9月に所得階層の見直しが実施されました。継続利用児の保育料の取扱いを、年度のはじめではなく9月に切り替えた市町村も多いようです。そこで、多子世帯を中心に保育料額が大幅に引き上がる例が多数報告されはじめています（同封資料に新聞報道記事あり）。

保育料表の負担水準が変わらなくても、①年少扶養控除廃止に伴う軽減策を市町村が取りやめた場合や、②生計を別にして同居親族も同一世帯とみなして所得を合算し階層が上がっている場合は、保育料額が急増するケースがあります。②については世帯分離を市町村に申し出る必要があります。①については、在園児に限り年少扶養控除の再計算の継続が認められています。

各園で、保護者から、保育料に関する疑問や意見等はだされていないのでしょうか。上記のようなケースがありますので、市町村と確認することも必要です（月刊「保育情報」誌11月号も参照下さい）。

◆そもそも高すぎる保育料の国基準

役員会の中では、そもそも保育料の国基準が高すぎるという意見が出されました。1号認定と2号認定では、公定価格はほとんど変わらないにもかかわらず、保育料の場合、1号認定の最高額25,000円程度と比べ、2号認定の最高額は10万円前後と大きな開きがあります。

当面の課題

●保育制度改善のとりくみ

①国会請願署名にとりくみましょう。

署名用紙は
こちら→



手元がない
方は、ご連絡下
さい。

第1次締切：
10月26日(月)

②11.3 保育大集会、11.4 国会要請行動&厚労省
懇談にご参加ください！（同封のチラシ参照）

③国や自治体に要望しましょう！

経営懇として12月に国との懇談を行います。
それぞれの地域でも、自治体との懇談や要請にとりくみましょう。

④学習会開催費補助を活用して学びつつ運動しましょう。

申請中の地域は・・・
愛知～公定価格学習会。(9/18)
長野～新制度と保育者の専門性・講師：垣内国光氏(10/24)
神奈川：村山祐一氏学習会(10/28)

●平和のとりくみ

経営懇としてアピールを出しました。巻末のアピールをごらんください。

各園や法人で、また一人ひとりが、声をあげましょう（とりくみ・活動をお知らせください）。

●社会福祉法人「改革」問題

福祉共同実行委員会と共に活動します！

①参議院での審議にむけて

11月上旬に院内集会&学習会を企画し、傍聴や要請に対応できるようにする

*講師：渡辺治さん（依頼中、未定）

*日程候補：11月6・11・13日（水か金）

②福祉共同実行委員会として国会請願署名にとりくみます

→来年の通常国会に提出します（5・6月頃）

1枚5名連記の署名用紙を、当面10枚送付します。

提出期限や目標は検討中です。

※福祉共同実行委員会に団体として加わっている東京経営懇・愛知（愛知県民間社会福祉施設経営管理者会議）・大阪（社会福祉施設経営者同友会）に参加している園は、それぞれの団体に、署名を提出してください。

署名用紙は、だぶりますがお送りしています。

●セミナー参加を広げよう

①第12回主任セミナー：目標170名（16日現在104名申込み）北は北海道から、南は沖縄まで、各地から参加申し込みが来ています！

②第36回経営研究セミナー

とき：2016年1月11～13日（月～水）

ところ：神戸ベイシェラトンホテル&タワーズ

案内書発送は11月初旬、ぜひご予約下さい。

同封資料～ご確認ください

①福祉共同実行委員会の請願署名

「憲法25条に基づく権利保障としての社会福祉事業を守り拡充することを求める請願署名」当面、10枚ずつお送りします。

②資料集

*マイナンバー制度お知らせ文章のひな形

*新聞報道より

*11.3 保育大集会ご案内、公開研究会

平和に生きる権利なくして福祉の充実はありえない！
憲法と民主主義を壊す「安保法制」の廃止を求めます

安倍自公政権が9月19日未明に安保法制の成立を強行して以降、国民各界・各層の怒りの声は広がり続けています。多くの国民の不安や反対の声を聞くことなく、立憲主義と民主主義を否定した今回の暴挙を私たちは決して許すことはできません。

安倍政権の暴走はこれにとどまりません。特定秘密保護法、改正労働者派遣法、改正マイナンバー法の成立、武器輸出三原則の撤廃、国家安全保障局の設置、原発再稼働、TPP合意、辺野古基地移設問題など、国民の平和に暮らし続ける願いを踏みにじる施策を次々に強行してきました。社会福祉・社会保障、税など国民生活のあらゆる分野を管理しようとする動きもこの延長線上に位置づけられると考えなければなりません。

安倍首相は、安保法制が成立した直後から「次は経済、経済」と強調し始めました。「法案が通ればそのうち国民は忘れる」と国民を愚弄した姿勢です。私たちの声が無視されたことを忘れず、監視し声をあげ続けなければなりません。

安保法制が強行採決されたことで、日本が戦争に巻き込まれる危険性が現実のものになるろうとしています。しかし、戦争は人を物資ととらえ、人間としての尊厳を守り生命と暮らしを豊かにする社会福祉・社会保障を否定するものです。子どもたちの豊かな発達も、平和な社会がなくては実現しません。平和な社会で人間らしく暮らす権利を、今こそ、求めていこうではありませんか。

今、若者をはじめとした多くの国民が、自由な発想とゆるやかな連携で、民主主義を体現する新しい運動を創りだしています。毎日のように、全国各地で思い思いの集まりが開かれています。私たちは、子どもを持つ父母や家族、保育関係者など子どもに関わる人たちと共同して、この法制の実行を阻止し、立憲主義を回復して、私たち国民の手に平和と民主主義を取り戻すために奮闘します。

2015年10月

全国民間保育園経営研究懇話会

*10月に開催した役員会にて上記のアピールを確認しました。各地でのとりくみや活動、みなさんの思い等、お寄せください。